

第2回福岡県国民健康保険運営協議会

日 時 平成30年11月21日（水）

13時58分～14時30分

場 所 中小企業振興センター 202会議室

出席委員 10名（欠席委員5名）

【県課長補佐】 定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから第2回福岡県国民健康保険運営協議会を開催いたします。

私は、本日、司会進行をさせていただきます、福岡県医療保険課課長補佐の甲斐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、開会に当たりまして、保健医療介護部長、大森から御挨拶申し上げます。

【県部長】 皆さん、こんにちは。福岡県保健医療介護部長の大森でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第2回福岡県国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから本県の保健医療介護行政に大変な御理解、御協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして改めて御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

4月からの国民健康保険、新たな新制度への移行につきましては、おかげさまをもちまして、概ね円滑に実施することができました。今後は、昨年御議論いただきました福岡県国保運営方針に基づきまして、さまざまな取組を着実に進めていく必要がございます。このため、県では今年度新たに、市町村との協議の場であります福岡県国保共同運営会議を設置いたしまして、先日会議も開催いたしまして、協議を始めたところでございます。本県の国保運営の将来像を見据えまして、さまざまな議論を進めてまいりたいと考えております。引き続き、委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

さて、本日は、福岡県国保運営方針に基づきます取組状況、それから、国の公費を踏まえました平成31年度の納付金の算定方法につきまして御説明をいたしたいと思っております。

委員の皆様方の貴重な御意見を賜りたいと考えておりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

【県課長補佐】 このたび委員の交代がありましたので御報告させていただきます。お手元に配付しております出席者名簿を御覧いただきたいと思います。

被用者保険等保険者代表として御参加いただいております全国健康保険協会福岡支部の春山支部長様におかれましては、御退任となっております。かわりまして、このたび、同福岡支部から片平支部長様に御就任いただいております。なお、本日は片平委員につきましては、所用のため御欠席となっておりますので、御報告させていただきます。

続きまして、本日の会議の成立について御報告いたします。本日御出席の皆様、お手元の出席者名簿のとおりでございます。福岡県国民健康保険法施行条例第4条の各号の区分から御出席いただいております、15名中10名の委員の皆様には御出席いただいております。当運営協議会規則第3条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本会が成立しておりますことを御報告させていただきます。

それでは、以降の進行につきましては柴田会長にお願いしたいと思います。

【柴田会長】 皆様、こんにちは。第2回の福岡県国民健康保険運営協議会を進めさせていただきます。

議事に入る前に、報道機関は本日はお見えでないですね。

では、本日の議題に入りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、福岡県国保運営方針に基づく取組につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【県課長】 医療保険課長の兵頭でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の2-1、1ページを御覧ください。福岡県国保運営方針に基づく取組でございます。昨年度、運営協議会で御審議をいただきまして施行をいたしました福岡県国保運営方針に基づきまして、今年度の取組状況でございます。

まず（1）福岡県国保共同運営会議の設置についてでございます。平成30年度以降、国民健康保険を県と市町村が共同運営をするに当たりまして、その協議の場として福岡県国保共同運営会議を6月29日に設置いたしまして、協議を開始したところでございます。11月13日、構成団体の市長、それから町長に出席をいただきまして、第1回共同運営会議を開催したところでございます。なお、この開催に先立ちまして、市町村の課長で構成いたします幹事会、それから係長で構成いたします部会をそれぞれ2回開催いたしまして、国保の制度改革の推進を図るため、納付金等の算定それから事務の標準化等について議論を進めたところでございます。

次に、資料2ページの（2）事務の標準化・効率化を御覧ください。昨年度まで市町村の皆さんと協議を重ねまして、住民サービスの向上、それからサービスの均一化、行政コスト

の縮減、保険者機能の強化、新たな事務への対応の観点から、運営方針に掲げた項目のうち、実施時期を設けました七つの項目の進捗状況についてでございます。

いずれの項目も、平成31年4月あるいは平成32年8月までの猶予を設けておるところでございます。全体を通しまして、概ね予定どおり進捗をしている状況でございます。下から三つ目でございますが、被保険者証の交付方法等につきまして、被保険者の居住の事実を住民基本台帳などで確認をするとともに、即日交付の場合の本人確認の徹底、それから郵送交付の場合の簡易書留等の利用など、本人に保険証が確実に交付されるようにしているところでございます。右端の平成32年度中が1となっておりますけれども、簡易書留への切り替えが1市町村で遅れるという見込みになっておるところでございます。

本資料の説明は以上でございます。

【柴田会長】 どうもありがとうございました。何か御質問等ございましたら、御発言いただきたいと思えます。

中島委員、お願いいたします。

【中島委員】 標準化・効率化の実施状況のところ、私は勘違いしていたと思うんですけど、結構一斉に始まるのかと思ったら、平成31年度中とか平成32年度中とかございますが、これは一斉じゃなくて、準備が整ったところからどんどんやっていっていいということなんだろうと思えますけど、最低いつまでにしなきゃいけないということはあるんでしょうか。

【柴田会長】 お願いします。

【県課長補佐】 お答えいたします。今、資料に沿って進捗状況について御報告させていただきました。あわせて、お手元に配付しておりますピンク色の冊子でございます。その資料1の後ろのほうでございます。44ページを御覧いただきたいと思えます。44ページ下に一覧表をつけさせていただいております。

今、中島委員から御質問がありまして、一斉に行う必要があるのではないかというお話でございました。この中の1番から4番の項目については、本年4月に必ずやる必要があったということで、こちらについては全ての市町村で一斉に実施させていただいているところでございます。そのほかの項目については、市町村、これまではそれぞればらばらでやってきたところがございますので、今、市町村と協議をさせていただいております。そして協議が調った項目について、順次準備ができたところから実施しているという状況でございます。

説明は以上でございます。

【柴田会長】 中島委員、ようございますでしょうか。

【中島委員】 はい。

【柴田会長】 ほかに何かございませんでしょうか。ようございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柴田会長】 特にないようでございますから、運営方針に基づく取組等の現状の御報告、御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柴田会長】 はい、どうもありがとうございました。

では次に、国民健康保険事業費納付金の算定方法についてということで、改めて事務局から御説明いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

【県課長】 それでは、資料2-2でございます。1ページ、(1)納付金の算定における負担緩和措置の概要について、確認の意味も含めまして御説明を申し上げます。

まず一つ目の丸でございます。このたび、国保の制度改革で新たに始まりました納付金制度は、県全体の保険給付費につきまして、国費それから県費等の公費で賄われない部分を全ての市町村で分かち合うという制度でございます。

二つ目の丸でございます。各市町村の納付金の算定に当たりましては、医療費の水準、それから所得の水準に応じた分担になることに加えまして、これまで市町村ごとに算定をいたしておりました給付費、国・県費等が、新制度のもとでは県全体一本で算定されるということから、市町村の実質的な財政負担に変動が生ずるということになりました。

そして、次の三つ目の丸でございます。この財政負担の変動によりまして負担が増加した市町村につきまして、その負担を緩和するために県の繰入金を活用することができるとされているところでございます。

福岡県では、昨年度、皆様にも御議論いただき答申をいただきました内容を、下段に記載をしております。新制度への円滑な移行を図る目的で、本県では平成30年度から32年度までの3年間につきまして、平成28年度の負担水準を維持する、いわゆる一定割合＝0%とする緩和措置を講ずるということにいたしております。

図を御覧ください。平成28年度の負担水準を上回る団体、ここではCの市町村でございます。Cの市町村につきまして、県の繰入金等を活用して納付金を圧縮する負担緩和措置を行うということにしているところでございます。平成30年度の納付金の算定では、負担緩和のために13億円の財源が必要となったというところでございますが、国から国費が15.

6億円余り配分をされました。このことから、国費で負担緩和を行った上に、残った国費2.6億円を全ての市町村に配分をしたということから、平成30年度の納付金は全市町村で平成28年度の水準を下回ったところでございます。

2ページを御覧ください。(2)平成31年度の国費についてでございます。国から示されました平成31年度の国費について、まず2の二つ目のポツでございます。負担緩和措置に活用する暫定措置分の交付金でございますが、この交付金が全国ベースで、前年度の平成30年度から50億円減の250億円となり、かわりに一つ目のポツでございます普通調整交付金、普調と記載をしておりますけれども、この普調が平成30年度に比べまして50億円増の350億円とされておるところでございます。

さらに、一番下の※印でございます。平成30年度、例外的にメニュー化をされました追加激変緩和がございました。この追加激変緩和につきましては、平成30年度の100億円に対しまして、平成31年度は16億円減の84億円とされたところでございます。

これによりまして、平成31年度、国から福岡県に配分されます負担緩和財源は、現時点では2.4億円減の約13.2億円になる見込みでございます。なお、今後国から都道府県に配分されます負担緩和財源につきましては、徐々に削減をされるという見込みでございます。

次に3ページを御覧ください。3ページの図は、ただいま御説明をいたしました普調や暫定措置を含めまして、国費の拡充分の全体像を図示したものでございます。左上の財政調整機能の強化として800億円程度、左下の保険者努力支援制度として800億円程度、合わせまして、平成30年度と同規模の1,700億円が維持されているところでございます。

次に4ページを御覧ください。(3)平成31年度国民健康保険事業費納付金の算定方法のポイントについてでございます。これから年末年始にかけて、県におきましては、来年度の平成31年度の市町村納付金の算定を行ってまいります。その方法について記載しております。

まず一つ目の丸でございます。先ほど御説明を申し上げたとおり、平成32年度までの3年間は一定割合＝0%とする負担緩和措置を行うということでございます。

二つ目の丸でございます。平成30年度の負担緩和措置の財源は、全て国費で賄うことができました。平成31年度の国費については、減少する見込みでございます。現在作業を進めております納付金の仮算定の結果を見て判断する必要がございますけれども、国費だけで一定割合＝0%を維持することができない場合には、昨年度取り決めたとおり、県の繰入金

を活用するということとしております。

それから三つ目の丸でございます。県繰入金は各市町村にとっては収入に当たりますので、その繰入金を負担緩和措置に活用した場合、市町村の収入が減少して、その結果、納付金が増加するということになります。負担緩和の対象でない市町村の納付金が、本来の額から増加することになるわけでございます。このため、運営方針にも記載をしておりますとおり、県の特例基金を活用しまして、県繰入金の減少部分、負担緩和措置に使った減少部分に対しまして、県の特例基金を活用してそこを補填をするということとしておるところでございます。ただいま御説明をした内容をイメージ図として下のほうに示しておるところでございます。

本資料の説明は以上でございます。

【柴田会長】 はい、どうもありがとうございました。

国のレベル、県のレベルでの御説明ということでございましたが、その最後のほうの県からの繰入減少分の補填等々、いろいろ御配慮いただいているところでございますが、御質問、御意見ございませんでしょうか。

中島委員、お願いいたします。

【中島委員】 すみません、制度の根幹とは全然関係ないんですけど、県の繰入金といった場合、県は繰入とかもちろん今までやってきていないので、これは交付税措置か何か、原資はそういうことで対応してもらっているわけなんではないでしょうか。

【柴田会長】 事務局、ようございましょうか。

【県課長補佐】 お答えいたします。資料4ページの県繰入金の財源についてだと思えます。こちらにつきましては、県の一般財源の意味でございますので、交付税であったり、例えば県税であったり、そういったものを財源として市町村に対して繰入しておるという状況でございます。

【柴田会長】 中島委員、ようございましょうか。お願いいたします。

【中島委員】 全くの一般財源というのは制度的に考えられないので、何らかの国が措置をしたということじゃないでしょうかね。

【柴田会長】 お願いいたします。

【県課長補佐】 課長補佐の野田でございます。御質問ありがとうございます。今のお尋ねの件でございますけれども、この県の繰入金というふうに書いておりますのは、従来から市町村の国保の会計のほうに、県から県調整交付金というふうな形で出しておりました。

それが、県で一つの会計にまとまるということになりましたものですから、制度上この県の調整交付金というものが県の繰出金とまず一般会計になりまして、そしてこの国保の特別会計のほうで県からの繰入金として収入として処理をすると、そういった仕組みに変わったということでございます。

【柴田会長】 中島委員。

【中島委員】 既存の中で賄いなさいという話になるわけですか。

【県課長補佐】 そうですね。従来から県から市町村国保に出しておりました部分そのまま一つの会計となったということですから、言ってみれば名称が変わったというふうなことで御理解いただきたいと存じます。

【柴田会長】 ようございましょうか。

【中島委員】 はい。

【柴田会長】 どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。寺澤先生、何かございましたらお願いいたします。

【寺澤委員】 ちょっと複雑でよくわからないんですけど、この4ページの丸、三つ目ですね。この「激変緩和対象でない市町村の納付金額を増加させることとなるため」、この辺が何かよく意味がわからない。要するに、市町村の負担を減らそうという御努力じゃないかとは思いますが、そのつじつまがよくわからないので、そこら辺をもう一回御説明を、わかりやすく説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【柴田会長】 お願いいたします。

【県課長補佐】 この資料のまず1ページを御覧いただきたいんですけど、1ページのちょっと図を参照していただきたいと思います。

今回の負担緩和につきましては、平成28年度の水準を上回る団体、ここではC市町村と書いているところでございます。こちらについては負担の緩和を行うという状況でございますので、この赤い点線のラインまで下がってくるんでございますが、そのほか、AとかBの市町村についてはもともと納付金自体が100%を下回っておりますので、今回県が繰入金を先食いしてしまうということになると、市町村にとっては本来県からもらうべきお金がもらえない状況になってきます。その影響を受けて、この青い納付金のところの高さが若干上に上がってしまうという状況になってしまいます。そういった部分については、基金を活用してもとの水準に戻しましょうよという意味で御説明したところでございます。ちょっとわかりづらい説明かと思いますが、以上のような操作をして水準を一定割合で保とうというこ

とでございます。

説明は以上でございます。

【寺澤委員】 いいですか。特例基金は、これはどこから持ってくるんですか。

【県課長補佐】 特例基金につきましては、今回の制度改革に伴って、県のほうで別のお財布ということで貯金している基金を造成しているものでございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ようございますでしょうか。何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柴田会長】 では、特にないようでございますので、ただいま御説明いただきました納付金の算定方法につきまして、御了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柴田会長】 どうもありがとうございます。

それでは次に、その他の議題について、事務局から御説明いただきたいと思えます。

【県課長】 資料2-3でございます。1ページを御覧ください。今後、3年間の審議のスケジュールでございます。

5月に開催いたしました第1回運営協議会の際に御説明をいたしましたスケジュールと大きく変わっているところはございません。なお、図の下のほうに、先ほど御説明を申し上げました県と市町村との協議の場でございます国保共同運営会議の設置、それから第1回会議を加筆しているところでございます。来年度につきましては、現時点で適宜開催とさせていただいておりますけれども、運営方針の見直しに向けた県と市町村との議論が始まりますので、その状況を踏まえながら運営協議会を開催したいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次に、2ページを御覧ください。今年度の市町村の保険料率の賦課状況を取りまとめたものでございます。また、次の3ページに、平成29年度、昨年度の賦課状況一覧表もつけておるところでございますので、御参照いただければというふうに思います。

本資料の説明は以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。今後のスケジュール及び平成30年度の賦課状況一覧等々、各市町村の資料の御説明でございました。何か御質問等ございましたら、御発言いただきたいと思います。

秋田委員、お願いいたします。

【秋田委員】 これ、基本的に賦課状況は変わっていないわけでしょう、平成29年度と平成30年度。変わっているところがあれば、ちょっと教えていただきたいです。

【柴田会長】 お願いいたします。

【県課長】 平成30年度に保険料を全く改定をしなかったという市町村が34団体でございます。残りの26団体は改定をしております。改定の内容につきましては、保険料の中身が御覧のように四つに分かれておまして、例えば4方式から3方式、いわゆる資産割を課税をしていたのをやめたというような市町村もございます。さまざまな形になっているところでございます。

【秋田委員】 わかりました。字が細かくてちょっとすぐ把握できなかったなので、聞いたが手っ取り早いかなと思って。

【柴田会長】 ありがとうございます。26団体に変更があったということのようでございます。

ほかに何かございませんでしょうか。ようございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柴田会長】 それでは、資料の御説明は終わりました、この機会に本協議会の運営、それから全体を通じての御意見、御質問等ございましたら、この機会にお願いしたいと思えます。いかがでございましょうか。新しい制度が発足して、今のところ大過なくと言ったら失礼ですけれども、事務局の御努力等で順調に進んでいるというふうにお見受けしますが、お気づきの点等ございましたら御発言いただきたいと思えます。先生、いかがですか。ようございますか。

こちらで予定していた議題は以上でございまして、少々時間が余って、少々じゃなくて大変時間が余っておりますが、何か御発言がございましたら、どうぞ御遠慮なくお願いしたいと思えますが、いかがでございましょうか。

(「なし」の声あり)

【柴田会長】 では、特にないようでございしますが、今後何かございましたら、いつでも事務局にお問い合わせいただければと思えます。

では最後に、今回の議事録の署名委員を御指名させていただきたいと思えます。熊谷委員と中島委員にお願いしたいと存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、結びに当たりまして、事務局からの事務連絡をお願いいたします。

【県課長補佐】 次回の開催について御連絡させていただきます。

今後の運営協議会の大まかな開催スケジュールにつきましては、先ほど資料に沿って御説明したところでございますが、詳細につきましては改めまして会長と調整の上で、文書により皆様に御連絡させていただきたいというふうに思っております。大変御多忙の折、まことに恐縮ではございますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

【柴田会長】 どうもありがとうございました。

本日、御多用のところ御参集いただきまして、熱心な御議論、御質問等、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日、第2回の福岡県国民健康保険運営協議会を閉じさせていただきます。御協力どうもありがとうございました。

— 了 —